

# 池田市人権擁護推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、池田市人権擁護推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は池田市役所内におく。

(目的)

第3条 本会は、すべての市民に保障されている基本的人権を擁護し、市民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人権意識の普及高揚に関する啓発活動
- (2) 関係諸機関・諸団体との連絡調整及び協調
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

(構成)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名
常任委員	若干名	監 事	2名

(役員を選出)

第7条 本会の会長、副会長、監事は常任委員の互選による。

- 2 常任委員は、市人権擁護委員、副市長並びに構成団体の代表者があたる。
- 3 委員は、構成団体より選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会の会務を総理する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第10条 常任委員は、会務を執行する。

第11条 監事は、会計の監査にあたり、委員総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第13条 本会に事務局をおき、事務職員をおくことができる。

2 事務局長は、会長が指名し、事務局長、事務職員は会長の命を受けてその事務を処理する。

(顧問)

第14条 本会に必要な場合は顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(会議)

第15条 本会の会議は、委員総会及び常任委員会とする。

(委員総会)

第16条 委員総会は本会の最高議決機関で、毎年1回以上会長が召集する。ただし、全委員数の3分の1以上の要求があるとき、会長は招集しなければならない。

2 会議の議長は、会長が就任する。

3 委員総会に付議すべき事項は次のとおりとする。ただし、緊急を要する事項は常任委員会の議決をもってこれを行うことができるものとし、議決した事項は次の総会に報告しなければならない。

(1) 本会の事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) その他重要な事項

4 委員総会は、委員数の過半数の出席で成立し、その表決は出席委員数の過半数とする。ただし、可否同数のときは議長が決める。

(常任委員会)

第17条 常任委員会は本会の執行機関で、必要に応じ会長が召集する。ただし、常任委員の3分の1以上の要求があるとき、会長は、招集しなければならない。

- 2 会議の議長は、会長が就任する。
- 3 会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 委員総会より委任された事項
- (2) 会務の執行に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 委員総会に付議すべき事項
- (5) その他必要と認められる事項

(地区委員会の設置)

第18条 本会の事業を積極的に推進するため、各地区ごとに地区委員会を設置することができる。

(専門部会の設置)

第19条 本会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、本会事業推進のための諸問題を研究、審議する。

(経費)

第20条 本会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第21条 本会の会計は、毎年4月末日までに決算し、監事の監査を受けなければならない。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

(準則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任委員会の議決を経て会長が定める。

附 則

本会則は、昭和52年12月5日から施行する。